

新横浜公園市民活動支援事業助成要綱

制 定 平成 19 年 9 月 12 日
最近改正 令和 5 年 2 月 21 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、新横浜公園内で市民団体が行う自主活動に対して、公益財団法人横浜市スポーツ協会公園管理局（以下、「公園管理局」という。）が、活動の場の提供と経費の一部を助成し、市民との協働による新横浜公園の魅力づくり、公園利用者の満足度の向上及び市民活動の支援を目的とする。

(申請者の資格)

第 2 条 横浜市内に活動の拠点となる事務所等を有している非営利の団体とする。

(助成の対象)

第 3 条 次のすべての条件を満たしている活動であること。

- (1) 主として新横浜公園内で行う活動であり、助成期間中に 2 回以上新横浜公園内で不特定の市民を対象にした行事を開催すること。なお、事業の内容によっては成果物の提出によって行事の開催に置き換えることができる。
- (2) 新横浜公園の魅力の向上に寄与するとともに、新横浜公園を広く市民に P R できる活動であること。
- (3) 活動の場所に新横浜公園の運動施設を含んでいないこと。
- (4) 活動の実施にあたって、新横浜公園の地形や施設の変更を伴わないこと。
- (5) 政治、宗教及び営利を目的とした活動でないこと。
- (6) 新横浜公園の公共性や設置目的等から逸脱していないこと。

(申請)

第 4 条 助成を申請しようとする団体は、助成交付申請書（様式 1）に、次の書類を添えて公園管理局長に提出しなければならない。

- (1) 助成を受けようとする活動計画書（様式 2）
- (2) 助成を受けようとする活動の収支予算書（様式 3）
- (3) 申請団体の概要及び団体規約等
- (4) 申請団体の当該年度活動計画書
- (5) 申請団体の当該年度予算書

(申請の時期)

第 5 条 申請の時期や方法については、別途公園管理局長が定める。

(助成金額)

第 6 条 助成金額は予算の範囲内で 20 万円以内とする。

2 継続年数及び活動形態に応じた助成金額、助成対象に関わる経費の制限は、別途公園管理

局長が定めることができる。

(助成の決定)

第7条 助成交付は、申請に基づき別途設置する審査会が決定する。

2 助成交付の承認、不承認の結果は、申請者に文書により通知する。

(実施計画書)

第8条 助成交付の決定の通知を受けた団体（以下、「助成交付団体」という。）は、活動の着手前に実施計画書を作成し、公園管理局長の承認を受けなければ、助成に係る活動を行ってはならない。

(助成金の請求)

第9条 助成金の請求は、第11条の規定による報告をした後でなければすることができない。

(助成金の事前請求)

第10条 助成交付団体は、活動を実施するにあたり事前調達等の経費を必要とし、活動の完了前に助成金の請求が必要な場合に、公園管理局長の承認を受けたときは、前条の規定に拘らず、活動の完了前に助成金の一部または全額を請求することができる。

2 前項の請求をする助成交付団体は、助成金事前支払請求書（様式7）を公園管理局長に提出して承認を得なければならない。

3 支払いを受けた助成交付団体は、第11条の規定による報告の際、助成金の精算を行わなければならない。

(活動の完了報告等)

第11条 助成交付団体は、助成に係る活動が完了したときは、事業実施報告書（様式4）に、次の書類を添えて公園管理局長に提出して承認を得なければならない。

(1) 収支決算書（様式5）

(2) 支出に係る領収書等（原則原本提出）

(3) 助成金支払請求書（様式6）

(交付の取り消し)

第12条 公園管理局長は、助成交付団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定の一部または全部を取り消し、助成金の返還を求めることができる。

(1) 虚偽、その他不正な手続きによって申請したとき。

(2) 交付条件等に違反したとき。

(3) 助成に係る活動を実施しない、または中止したとき。

(4) 本要綱に定める事業実施報告書等を提出しないとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、公園管理局長が必要に応じて定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 19 年 9 月 12 日より施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 20 年 6 月 11 日より施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 23 年 2 月 4 日より施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 25 年 2 月 1 日より施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 2 月 1 日より施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 2 月 21 日より施行する。